主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人志貴三示の控訴趣意は別紙記載の通りであつて、之に対し当裁判所は次の通り判断する。

控訴趣意の第三点について

尚お原審公判調書には検察官より請求に係る各証拠を取調べた後並に弁護人より 請求に係る各証拠を取調べた後夫々裁判官は訴訟関係人に対し「反証の取調の請求 等により証拠の証明力を争うことが出来る旨を告げた」との記載があり、又第三回 公判調書を精査するも弁護人が公判期日の続行を求めた旨の記載がない。故に原審 訴訟手続には刑事訴訟法第三百八条刑事訴訟規則第二百四条に違反した廉はなく、 又原審が被告人の立証を押付けて結審したという非難は全然当を得ない。

第三点を除くその余の控訴趣意について。

所論は要するに原審が被告人を懲役二年に処したのは量刑が不当であるというに帰する。然しながら本件訴訟記録に現われた諸般の事情を斟酌するに原判決の犯罪事実につき被告人に科した原審の刑は決して重過ぎるとは考えられない。論旨は理由がない。

以上本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条に則り主文の通り判決 する。

(裁判長裁判官 杉浦重次 裁判官 若山資雄 裁判官 石塚誠一)